

齊藤病院 介護医療院

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人豊寿会が開設する介護医療院（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 施設の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その者がその 有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようするために、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- 2 施設の従業員は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
- 3 介護医療院サービス等の実地に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 齊藤病院 介護医療院
- (2) 所在地 豊田市四郷町森前南 33-10

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者

管理者 齊藤 伸一郎（医師と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 従業者

- ・医師 4名（常勤兼務・管理者と兼務）
- ・薬剤師 2名（常勤兼務）
- ・看護職員 17名（常勤兼務 10名・非常勤兼務 7名）
- ・介護職員 15名（常勤兼務 10名・非常勤兼務 5名）
- ・理学療法士、作業療法士 6名（常勤兼務）

- ・管理栄養士 1名（常勤兼務）
- ・介護支援専門員 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）
- ・診療放射線技師 2名（常勤兼務）
- ・クラーク 1名（非常勤兼務）
- ・調理員 （外部委託）

従業者は、介護医療院サービスの提供に当たる。

(3) 事務員 2名（常勤兼務）

必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所定員は21名とする。（多床室4人床×5室 従来型個室 1室）

(介護施設サービスの内容及び利用料等)

第6条

1 指定介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、指定介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の金額とし、指定介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下の介護
- (4) 機能訓練及びその他必要な医療
- (5) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1.居住費 多少室 377円（1日あたり）

従来型個室 1668円（1日あたり）

2.食 費 1445円（1日あたり）

3.入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

4.理美容代 実費

3. 施設は前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又は家族に対し説明を行い、同様を得ることとする。
4. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の使用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、入所者に対し従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 1 看護職員等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行なう。
- 2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
 - (2) 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように使用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行なう。

(その他の運営についての留意事項)

- 1 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者と雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 施設全体で虐待や不適切なケアを防ぐ取り組みを行いケアの質の向上に努めるとする。
- 4 適切な指定介護医療院のサービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることの防止に努めるとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人豊寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年11月1日から施行する

令和7年6月1日改訂